

群馬県安心リフォーム事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅リフォームに関する一定の要件を満たす事業者を登録し、広く県民に情報を提供することにより、県民が安心して事業者を選択できる環境を整備することを目的とした登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営主体)

第2条 本制度は、群馬県ゆとりある住生活推進協議会（以下、「協議会」という。）により運営する。群馬県は本制度が効果的に運営されるよう必要な協力を行うものとする。

(資格要件)

第3条 登録を申請しようとする事業者は次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 県内に本店、支店又は営業所がある者
- 二 業務について5年以上経験がある者
- 三 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない者

2 前項のほか、登録を申請しようとする事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、協議会が実施するリフォームに関する講習会を受講する者とする。

- 一 別表1に掲げるいずれかの団体に所属している者
- 二 国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人(別表2)のリフォームの瑕疵保険の活用が可能な者
- 三 業務についての国家資格、職業能力開発促進法に規定する技能士、各種団体が主催する資格を有する者

四 前号に該当する者を有する事業者

五 住宅供給公社が発注する工事で、相応の実績が認められる者

(登録事業者の責務)

第4条 登録事業者名簿に登載された事業者（以下、登録事業者という。）は次の事項及び一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の住宅リフォーム事業者倫理憲章を遵守すること。

- 一 契約は必ず書面によることとし、かつ工事完成後10年以上保存すること。
- 二 見積を行うに当たり、その見積が有償か無償か事前に説明すること。
- 三 リフォームの工事内容を書面により明確にすること。

四 契約書は原則として一般社団法人住宅リフォーム推進協議会策定の標準契約書式を使用すること。

五 1年以上の瑕疵（かし）担保責任を有することを契約に明記すること。

(登録の申請)

第5条 登録の申請をしようとする事業者は、登録申請書（別記様式1）を用いて申請する。

(登録申請者についての審査)

第6条 協議会は、登録申請書の審査に当たり、記載された事項等について内容の確認が必要な場合は、登録申請者に必要な書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて調査を行うことができる。

(登録の拒否)

第7条 協議会は、登録申請者が前条の審査において第3条もしくは第4条の要件を満たしていないとき又は虚偽の申請を行ったときもしくは関係法令により処分中であるときは、登録を拒否するものとする。

2 協議会は、登録を拒否する場合は、登録申請者にその理由を文書により通知するものとする。

(登録)

第8条 協議会は、前条により登録を拒否する場合を除き、登録申請者を登録事業者名簿に登録する。

2 登録の有効期限は3年間とする。

(登録内容の変更)

第9条 登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに登録内容変更届（別記様式2）を提出しなければならない。

(登録の更新等)

第10条 登録更新は自動更新とする。

(登録辞退の届出)

第11条 登録事業者は、第3条に規定する要件を欠くとき又は登録を辞退するときは、登録有効期限の30日前までに登録辞退届（別記様式3）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第12条 協議会は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消する。

一 前条による届出があったとき。

二 虚偽の事実に基づき登録又は変更の届出を行ったことが判明したとき又は関係法令による処分を受けたとき。

三 第3条もしくは第4条の要件を欠いていることが判明したとき。

四 登録料が30日以上滞ったとき。

五 所在が不明であることが判明したとき。

(登録料)

第13条 登録事業者は、年額5,400円の登録料を年度当初すみやかに納めるものとする。

2 年度途中に登録された事業者は、契約の翌月から年度末（3月）迄の月割り額とする。
（450円×月数）

3 年度途中に登録を辞退する場合であっても登録料は1年分を徴収し月割りによる返還は行わない。

(損害賠償責任の免責)

第14条 協議会は、登録された情報に関して、登録事業者や第三者が損害を被った場合において、損害賠償責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

3 この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

4 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

5 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

6 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

1. 一般社団法人群馬県建築士事務所協会
2. 一般社団法人群馬県建設業協会
3. 協同組合群馬県機械設備工業会
4. 群馬県建築業組合連合会
5. 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会

別表 2

1. 株式会社 住宅あんしん保証
2. 住宅保証機構 株式会社
3. 株式会社 日本住宅保証検査機構
4. 株式会社 ハウスジーメン
5. ハウスプラス住宅保証 株式会社